

第 2 次みのかも環境まちづくりプラン(案)

(美濃加茂市環境基本計画)

平成 22 年 3 月

美濃加茂市

第2次みのかも環境まちづくりプラン

目次

第1章 第2次環境まちづくりプランの基本的事項 -----	1
1. 策定の背景 -----	1
2. 取り組みの方向性 -----	1
3. 位置付け -----	2
4. 対象分野 -----	3
5. 対象地域 -----	3
6. 目標年度 -----	3
7. 計画の主体 -----	4
第2章 美濃加茂市の環境:現状と推移 -----	5
1. 二酸化炭素の排出量 -----	5
2. 人口の推移 -----	7
3. 平均気温の推移 -----	7
4. 年間降水量の推移 -----	8
5. 土地利用の推移 -----	8
6. 河川水質の推移 -----	9
7. ごみの排出量の推移 -----	10
8. 資源回収量の推移 -----	11
9. 生物の状況 -----	12
第3章 将来環境像と将来イメージ -----	15
1. 総合将来環境像[計画のキャッチフレーズ] -----	15
2. 将来環境像と将来イメージ -----	15
第4章 環境施策の取り組み -----	18
1. 自然環境の保全 分野 -----	18
2. 循環型社会の形成 分野 -----	21
3. 温暖化防止・クールタウンの構築 分野 -----	22
4. 総合的な分野 -----	24
第5章 重点プロジェクト事業 -----	26
1. 自然環境の保全 -----	26
2. 循環型社会の形成 -----	29
3. 温暖化防止・クールタウンの構築 -----	32
第6章 計画の推進 -----	34
1. 推進体制 -----	34
2. 進行管理 -----	34
資料 -----	35
1. 美濃加茂市環境基本条例 -----	35
2. 委員会等名簿 -----	39
3. 諮問及び答申 -----	40
4. みのかも環境まちづくりプラン策定の経過 -----	41

第1章 第2次環境まちづくりプランの基本的事項

1. 策定の背景

本市では、美濃加茂市環境基本条例に基づき、平成15年3月に環境基本計画である「みのかも環境まちづくりプラン（第1次計画）」（以下「第1次計画」という。）を策定し、平成21年度を目標年度として、市民協働で進めるファーストアクション事業を中心に、環境に関する様々な事業に対し計画的に取り組んできました。

その間、新たな課題も生まれてきました。現在では、地球温暖化が大きな問題となっています。京都議定書の目標達成とその後に表示された日本の温室効果ガス削減方針の実現のためには、政府や産業界だけでなく地方自治体や一般市民も自らの課題として認識し、CO₂排出削減につながる行動を起こすことが求められています。さらに、ごみ減量対策やリサイクルの推進など、循環型社会の形成は喫緊の課題であり、生活に潤いを与える緑の保全や生物の多様性を守ることも強く求められています。

一方、平成22年度からの10年間について、新たに策定された第5次総合計画では、「まあるいまち みのかも」をめざして、まちづくりが行われることになりました。そして、「環境にやさしい暮らし方を進める」ために、「自然環境の保全」・「循環型社会の形成」・「温暖化防止・クールタウンの構築」という3つの方向が示されました。

そこで、今回、第5次総合計画の基本計画に沿って検討を進め、新たな課題への対応とともに、今まで取り組むことのできなかつた施策を見直し、「第2次みのかも環境まちづくりプラン」（以下「本計画」という。）を策定しました。なお、本計画では、取組みの方向性や長期的目標である将来環境像などについては、平成34年を展望して策定された第1次計画を原則として継承します。

2. 取り組みの方向性

環境の視点から、まちを良くしていくための仕組みづくりを進め、次の3つの方向性をもって、市民・事業者・市による環境まちづくりを進めます。

- (1) **環境主義**……あらゆる事業・行動に、生活環境・自然環境・地球環境の保全と創出を視点に入れて進めていくこと
- (2) **合意形成**……市民・事業者・市など様々な関係者間において、建設的かつ透明で主体性を持った合意形成を行い、その上で施策、行動を進めていくこと
- (3) **協働実現**……市民・事業者・市が役割分担し、施策・事業を協働して実施していくこと

3. 位置付け

本計画の位置付けとしては、平成13年4月1日に施行した美濃加茂市環境基本条例（以下「基本条例」という。）に基づく環境に関する総合的な指針であると同時に、美濃加茂市第5次総合計画（以下「総合計画」という。）を環境面で補完する個別計画という2つの側面を持ちます。

- 1 基本条例に定める理念・目的を実現するために、豊かで快適な環境の保全と創出に関する基本目標、事業の方向を明らかにするものです。
- 2 総合計画の将来像「まあるいまち みのかも」を環境の面から推進し、各分野の個別計画に環境の視点を組み込み調整する指針となるものです。
- 3 計画に実効性を与えるため、成果目標と成果指標を盛り込んだ実施計画を定めます。

◆基本条例第8条（環境基本計画との整合）

- ◇ 市は、環境に影響を与えると認められる施策を策定したり、実施したりするときには、環境基本計画との整合を図ります。

注：基本条例中の環境基本計画と環境まちづくりプランは同じものです。

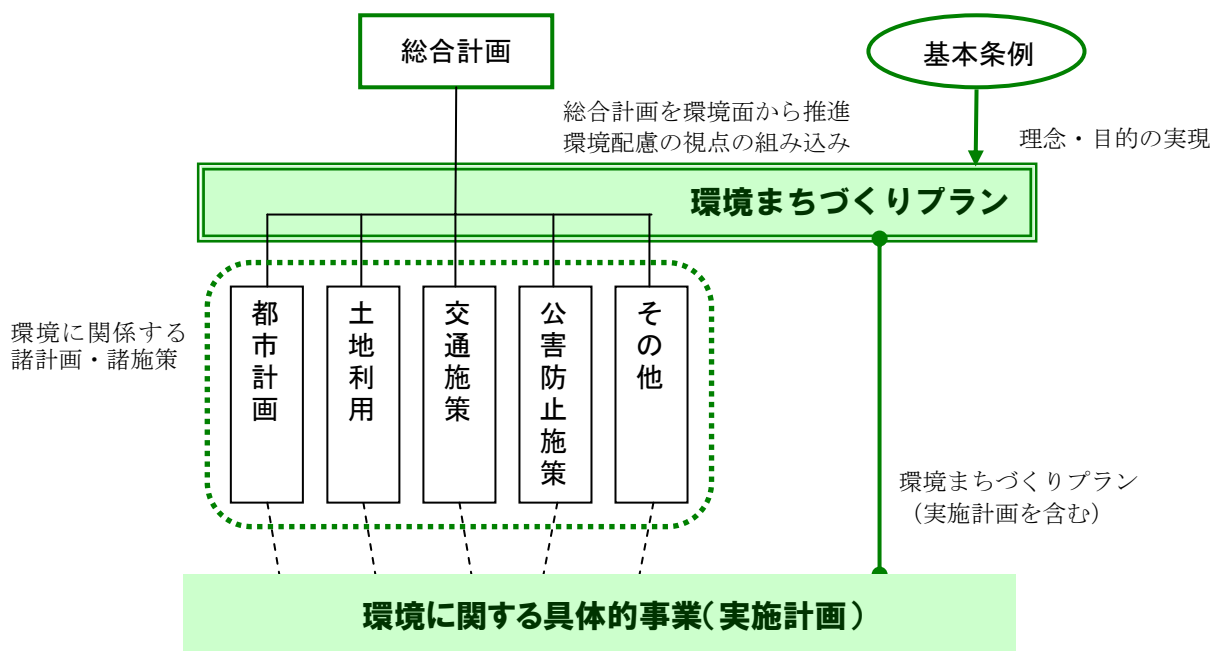


図1-1 環境まちづくりプランの位置付け

4. 対象分野

基本条例及び総合計画における「環境」の考え方を基本とし、3つの分野を対象とします。

分野	主な環境要素
①自然環境の保全	野生動植物・河川・森林・里山・農地の保全、公害防止など
②循環型社会の形成	廃棄物処理、省資源対策、資源再生など
③温暖化防止・クールタウンの構築	温室効果ガス削減、ヒートアイランド対策、省エネルギー・自然エネルギー利用の推進など

5. 対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

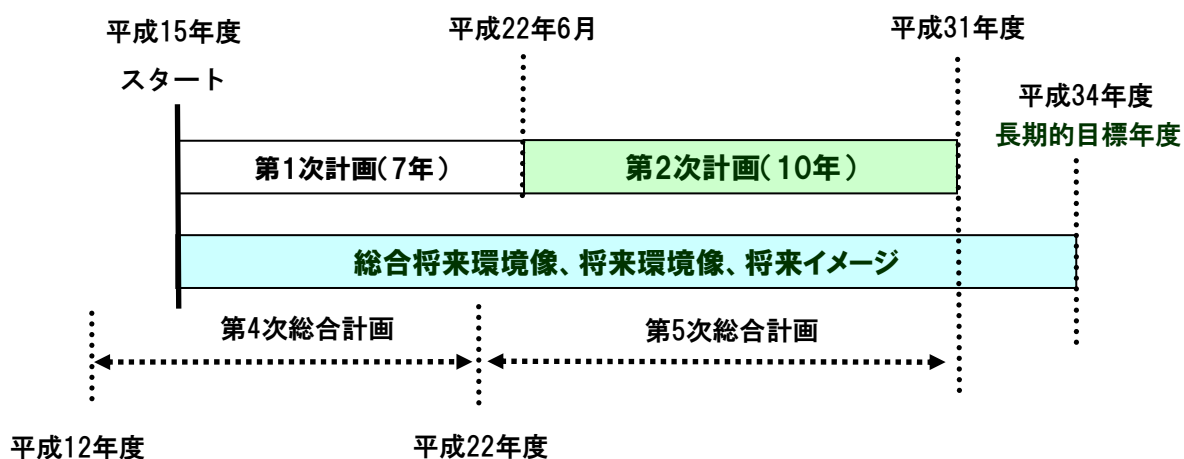
また、本市域にとどまらない広域的な取組みについては、周辺市町村との連携を積極的に進めるとともに、国・県などの関連機関と調整を図ります。

6. 目標年度

本計画は、総合計画を環境面から実施するために、目標年度は総合計画に合わせ10年後の平成31年度としますが、前期、後期5年ごとに見直しを行うものとします。

なお、総合将来環境像、将来環境像、将来イメージは、第1次計画で策定されており、長期的目標年度は平成34年度になっています。

また、自然環境や社会情勢の著しい変化などがあつた場合には、必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。



7. 計画の主体

本計画の目標を達成するためには、市民・事業者・市がそれぞれ相互に連携・協力し、協働体制を形成して計画を推進していく必要があることから、計画の主体は、市民（団体）・事業者（団体）・市です。

◆ 基本条例第4、5、6条（各主体の役割）

◆市民の役割：

- ・豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷を少なくするよう努める
- ・日常生活から排出される廃棄物の減量と分別、生活排水の改善に努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進することなどにより、資源が有効に利用されるように努める
- ・市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する

◆事業者の役割：

- ・事業活動を行うときには、公害を発生させないようにするとともに、環境を適正に保全するため、自らの負担においてに必要な措置をとる
- ・事業活動に関する製品、原材料、それ以外のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進することなどにより、資源が有効に利用されるよう努める
- ・事業活動を行うことによって公害を発生させたり、環境を破壊したりしたときは、自らの責任と負担においてこれを補償したり、原状に回復したりする処置をとる
- ・事業活動を行うときは、環境の保全と創出に自ら努めるとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する

◆市の役割：

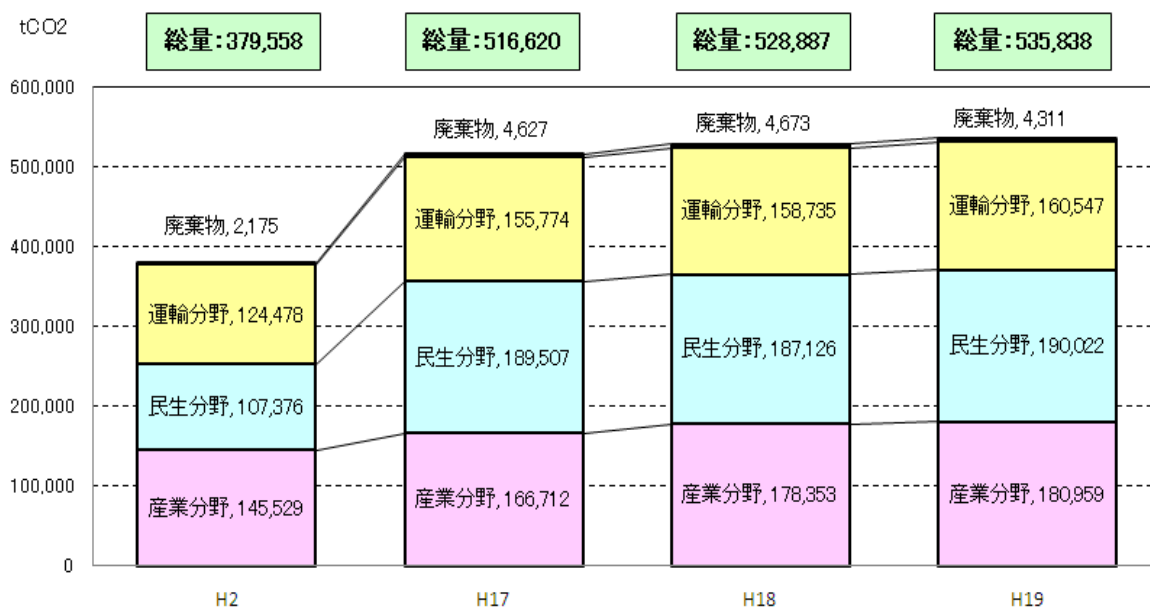
- ・豊かで快適な環境の保全と創出を実現するため、次に掲げる事項についての施策を総合的に、かつ計画的に推進する
 - (1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資産の保存、景観の保全、快適な居住環境の整備など生活環境に関すること
 - (2) 森林の保全と活用、河川・湿地など水辺環境の保全、緑化の推進、野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護など自然環境に関すること
 - (3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護など地球環境に関係すること
- ・市の施策を策定したり、実施するときは、条例の基本的な考え方に従って、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に取り組む

第2章 美濃加茂市の環境：現状と推移

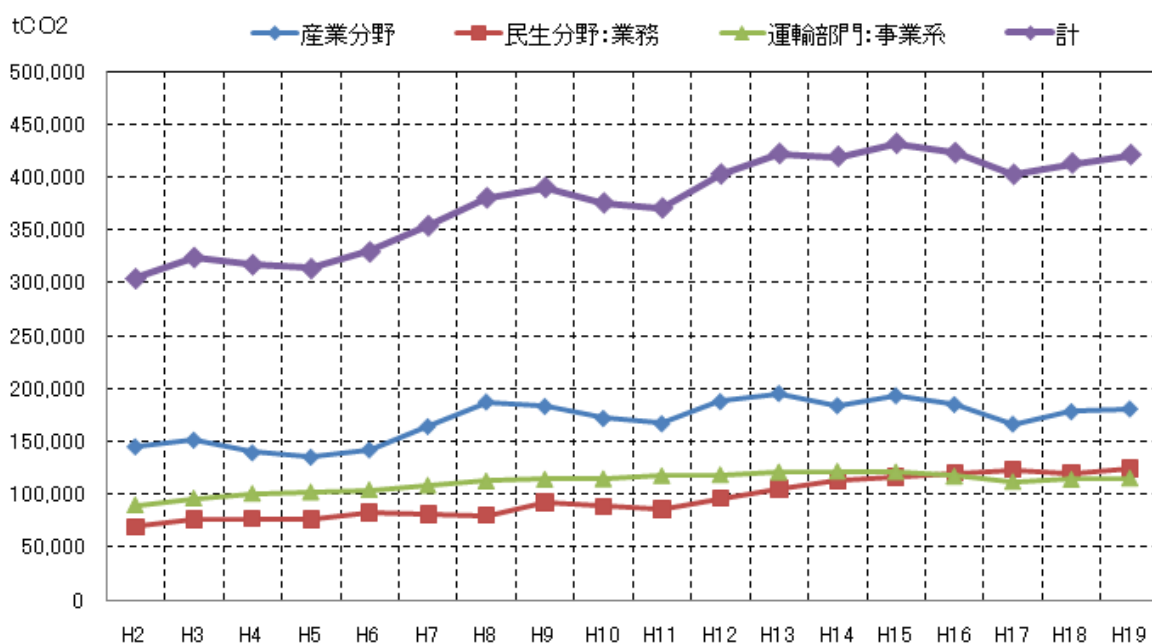
美濃加茂市の環境に関する主な状況をまとめました。市の概要及び社会経済情勢については、総合計画に掲載されています。また、環境測定の詳細については、ホームページで公開しています。

1. 二酸化炭素の排出量

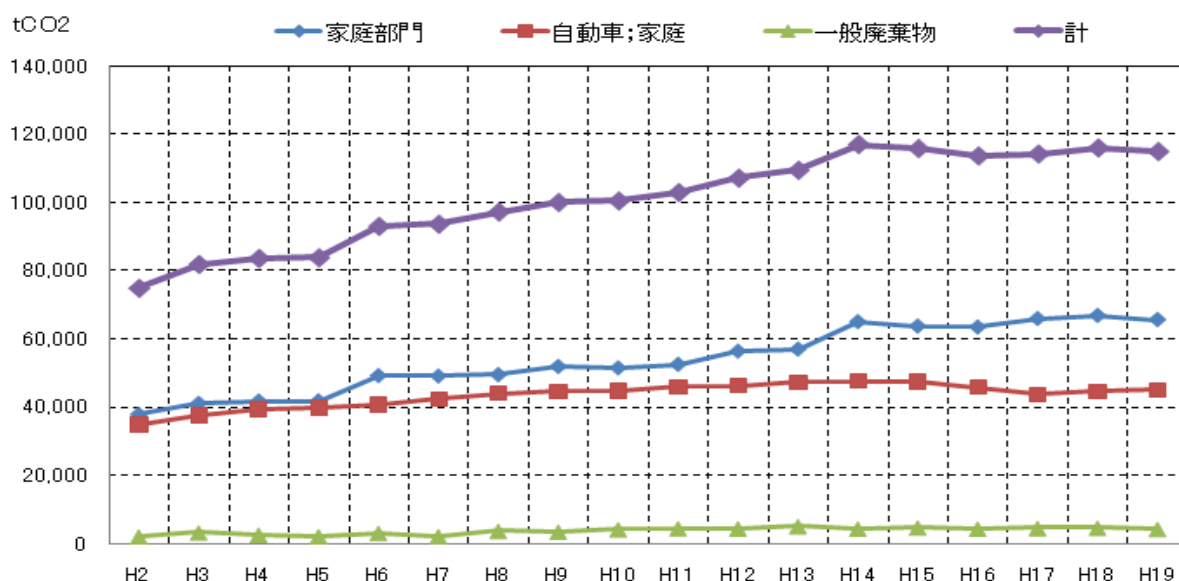
① 二酸化炭素総排出量：美濃加茂市



② 事業系の二酸化炭素排出量：美濃加茂市



③ 生活系の二酸化炭素排出量:美濃加茂市



④ 生活系1人あたりの二酸化炭素排出量(H19):美濃加茂市と全国の比較

燃料種	全国		美濃加茂市				
	排出量/人 KgCO ₂	構成 比率	総排出量 tCO ₂	排出量/人 KgCO ₂	構成 比率	差(対全国)	
灯油	211	9.7%	6,353	117	5.4%	-95	-4.4%
LPG	110	5.1%	4,652	85	3.9%	-25	-1.1%
電力	917	42.3%	54,560	1,001	46.2%	84	3.9%
ガソリン	590	27.2%	41,988	770	35.6%	180	8.3%
軽油	31	1.4%	3,043	56	2.6%	25	1.2%
一般廃棄物	76	3.5%	4,311	79	3.7%	3	0.1%
その他	231	10.7%	*	*	*	-231	*
合計	2,166	100.0%	*	2,107	100.0%	-59	*

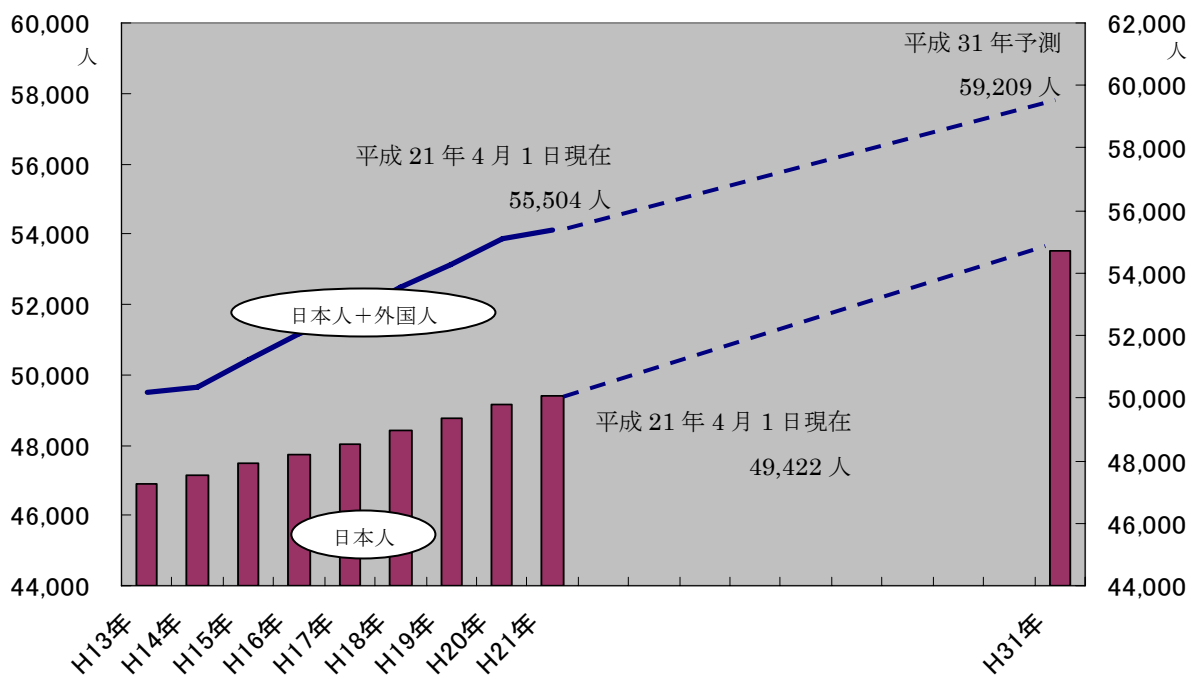
資料：温室効果ガスインベントリオフィス、美濃加茂市温室効果ガス排出量現況推計
 全国の「その他」は、美濃加茂市温室効果ガス排出量現況推計では算定していないものです。

美濃加茂市の1人あたりのCO₂排出量は2,107KgCO₂であり、全国の1人あたりの排出量を59KgCO₂下回っています。

燃料種別ごとに比較すると、自動車使用の比率が高いため、ガソリンは全国レベルよりも180KgCO₂多く排出されています。また、灯油、LPGについては、全国レベルよりも少なくなっています。これは、光熱費（特に暖房）の消費量が少ないものと思われます。

なお、全国の1人あたりの排出量は2,166KgCO₂ですが、公表値は約2,150KgCO₂となっています。そこで、総合計画では、2,150KgCO₂に対して平成31年度までに1割削減することを目標としています。

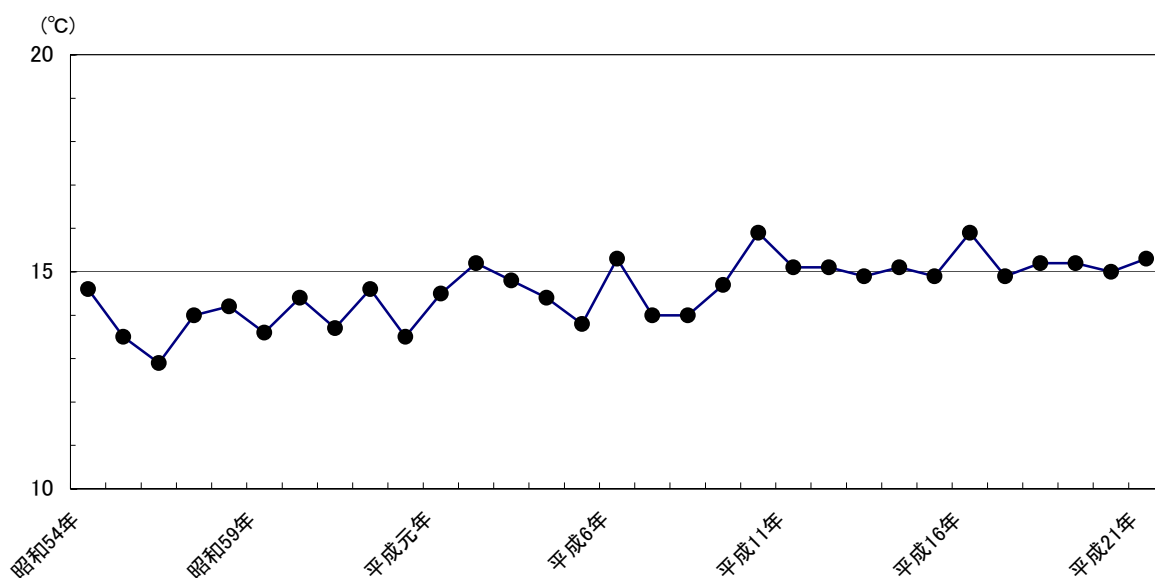
2. 人口の推移:美濃加茂市



当市の人口は、グラフのとおり増加の傾向にあります。第5次総合計画では、今後も緩やかな人口増加が見込まれており、平成31年の目標人口は60,000人となっています。

3. 平均気温の推移:美濃加茂市

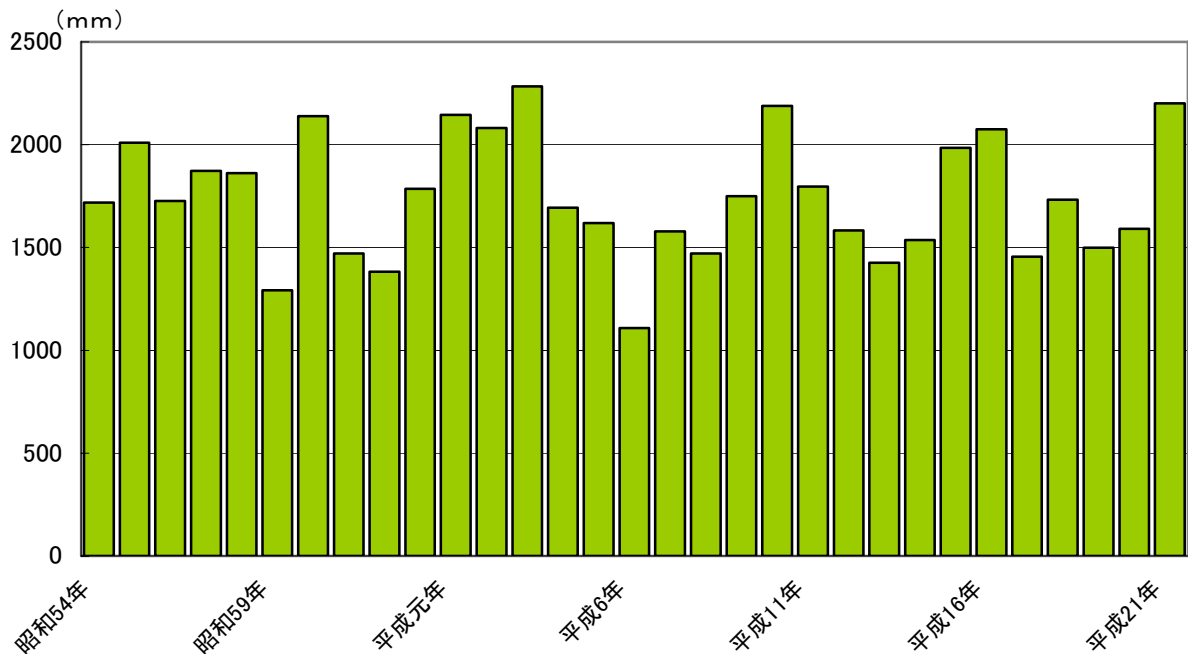
美濃加茂市の気象情報が、公表されるようになった昭和54年以降の平均気温の推移です。過去31年間の平均気温は14.6℃ですが、直近10年間の平均気温は15.2℃であり、長期的な上昇傾向が現れています。



【資料：気象庁 HP】

4. 年間降水量の推移:美濃加茂市

美濃加茂市の気象情報が、公表されるようになった昭和54年以降における、年間降水量の推移です。過去31年間における年間降水量の平均は、1,744mm で長期的な増減傾向は見られません。



【資料：気象庁 HP】

5. 土地利用の推移:美濃加茂市

		(k m ²)						
地 目		14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
田		9.42	9.39	9.28	9.13	9.10	9.07	8.61
畑		10.33	10.31	10.13	10.02	9.87	9.88	9.09
宅 地		8.68	8.76	9.01	8.83	8.83	9.68	10.10
山 林		14.87	14.96	14.61	14.68	14.68	14.92	14.39
牧 場		—	—	—	—	—	—	—
原 野		0.21	0.21	0.20	0.19	0.19	0.19	0.17
雑 種 地	ゴルフ場の用地	2.31	2.31	2.31	2.13	2.13	1.85	1.64
	遊園地等の用地	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.05	0.10
	鉄 軌 道 用 地	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22	0.22
	その他の雑種地	1.48	1.46	1.46	1.53	1.52	1.40	1.63
	計	4.04	4.02	4.02	3.91	3.90	3.52	3.59
そ の 他		27.26	27.16	27.56	28.05	28.24	27.55	28.86
合 計		74.81	74.81	74.81	74.81	74.81	74.81	74.81

資料：固定資産税【土地に関する概要調書】(各年1月1日現在)

6. 河川水質の推移

市内各河川における水質検査結果（年度平均）

採水河川地点	項目	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
加茂川下流 (深田橋)	PH	8.0	7.9	7.8	7.9	7.9	7.8	7.9
	DO (mg/L)	11.6	11.6	11.3	11.6	11.7	11.1	10.3
	BOD (mg/L)	1.9	1.9	1.5	2.3	1.8	2.0	1.5
	SS (mg/L)	3.7	3.0	3.0	2.8	3.8	5.2	3.3
	大腸菌 (mpn/100mL)	33,350	35,966	22,200	5,400	70,400	32,633	25,800
深渡川下流 (深渡橋)	PH	7.8	7.9	7.9	7.9	8.0	7.9	7.7
	DO	10.3	10.2	10.4	10.5	10.5	10.5	10.2
	BOD	1.3	1.2	1.2	1.7	1.5	1.5	1.3
	SS	3.0	14.3	10.1	3.2	4.2	3.3	8.3
	大腸菌	4,935	4,673	3,948	4,043	6,525	41,875	5,025
川浦川中流 (廿屋川合流)	PH	7.7	7.5	7.6	7.7	7.6	7.7	7.6
	DO	10.9	10.6	9.9	10.8	10.3	10.7	10.7
	BOD	0.6	0.6	0.6	1.0	0.9	0.7	0.8
	SS	1.0	1.0	1.0	1.8	1.3	1.2	1.0
	大腸菌	2,650	3,118	4,043	920	14,438	13,325	3,395
蜂屋川下流 (鷹之巣橋)	PH	7.7	8.1	7.7	7.9	7.9	7.6	7.6
	DO	11.6	10.6	11.2	11.4	11.2	11.5	11.0
	BOD	2.0	1.8	1.7	1.9	1.9	1.7	1.3
	SS	5.3	5.7	6.5	5.4	4.3	4.8	3.0
	大腸菌	4,625	4,300	2,250	8,433	25,975	20,300	7,020
詰田川下流 (詰田橋)	PH	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.3
	DO	10.5	11.0	10.7	10.3	10.4	10.7	10.5
	BOD	1.7	1.8	1.7	2.0	1.6	1.7	1.3
	SS	7.8	5.9	6.6	8.1	6.6	7.8	5.8
	大腸菌	5,025	6,283	5,758	1,773	44,075	18,750	10,000
大洞川中流 (伊深橋)	PH	7.7	8.1	8.0	8.0	7.8	7.7	7.7
	DO	10.7	10.8	10.7	11.2	10.2	11.2	10.4
	BOD	0.9	1.0	0.9	1.2	1.1	0.9	1.0
	SS	2.4	1.8	1.9	4.0	2.2	3.5	21.0
	大腸菌	7,975	6,250	11,925	4,350	10,325	41,150	6,025

◎水質汚濁に係るB類型流域の環境基準

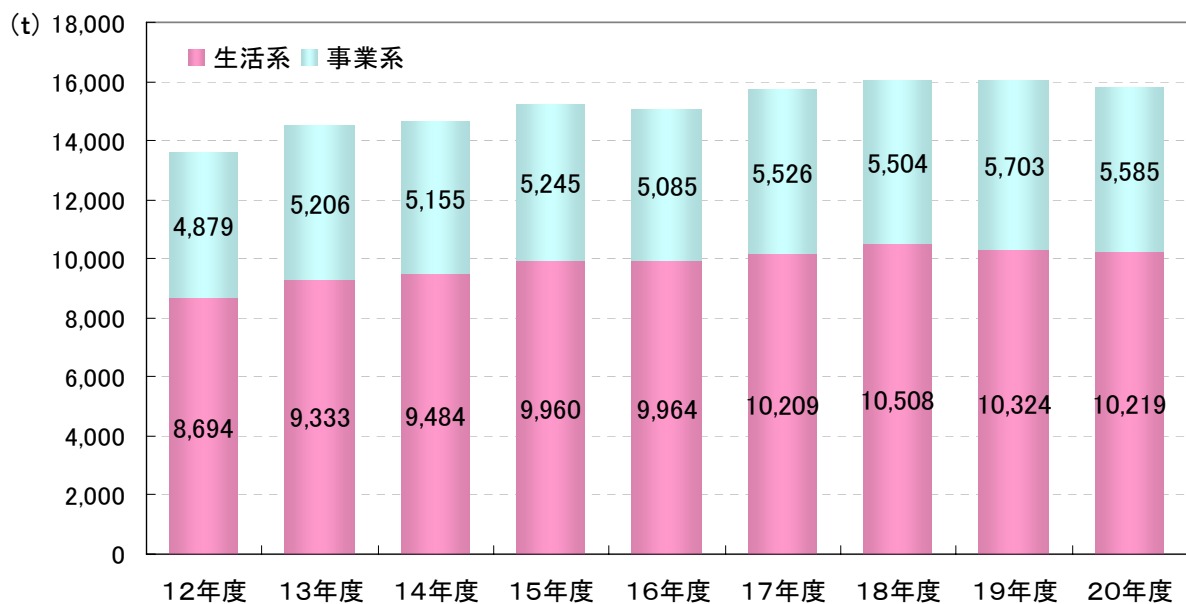
PH（水素イオン濃度）＝ 6.5以上8.5以下 DO（溶存酸素量）＝ 5 mg/ℓ以上
 BOD（生物化学的酸素要求量）＝ 3 mg/ℓ以下 SS（浮遊物質質量）＝ 25 mg/ℓ以下
 大腸菌群数 ＝ 5,000mpn/100ℓ以下

平成20年度は、川浦川以外で大腸菌群数が環境基準を超えています。

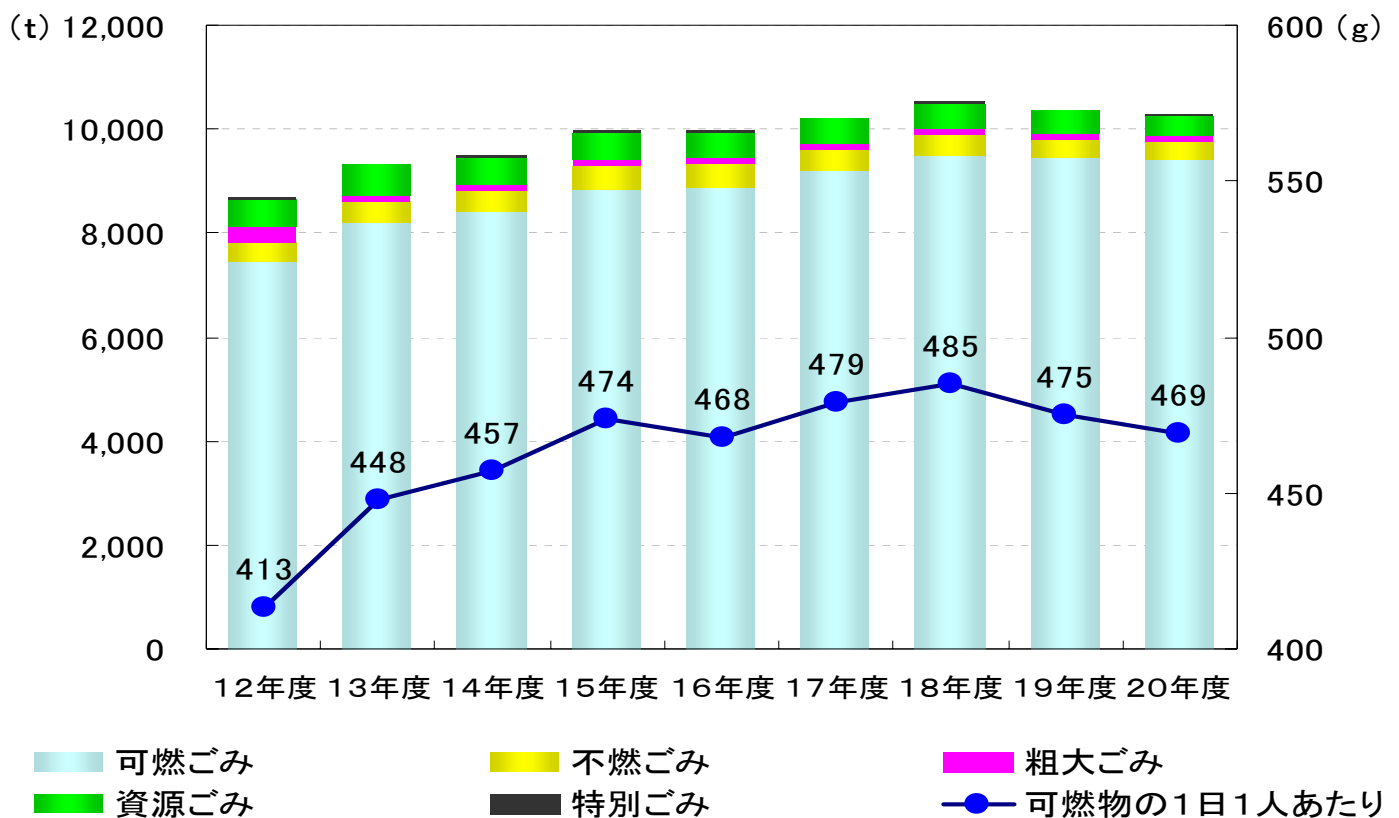
総合計画では、平成31年度までに6河川全てにおいて、B類型流域の環境基準に適合することを目標としています。

7. ごみの排出量の推移

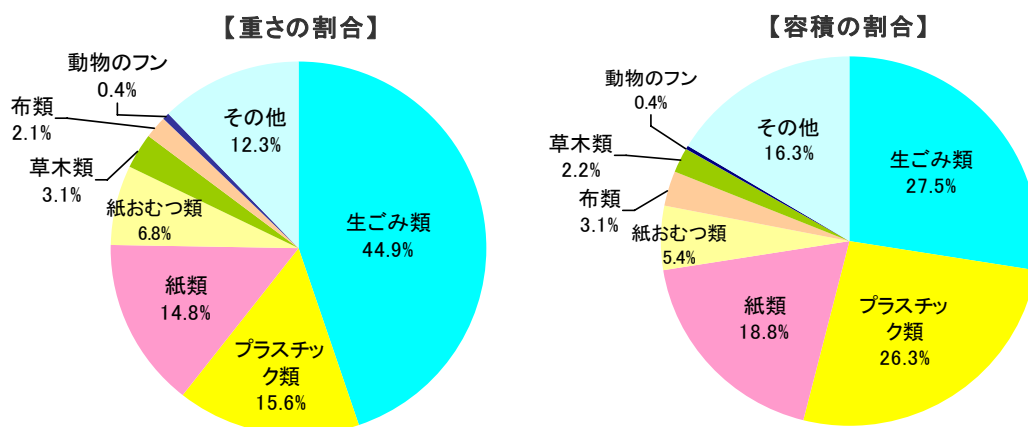
① 生活系(家庭から出たごみ)と事業系(事業所から出たごみ)の量



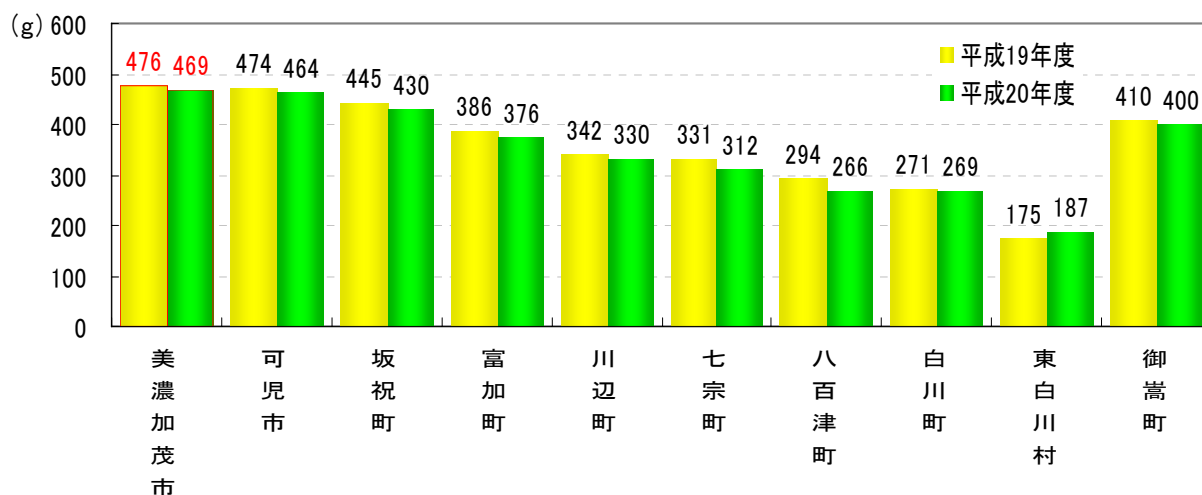
② 生活系ごみの種類の内訳と、可燃ごみの1日1人あたりの量



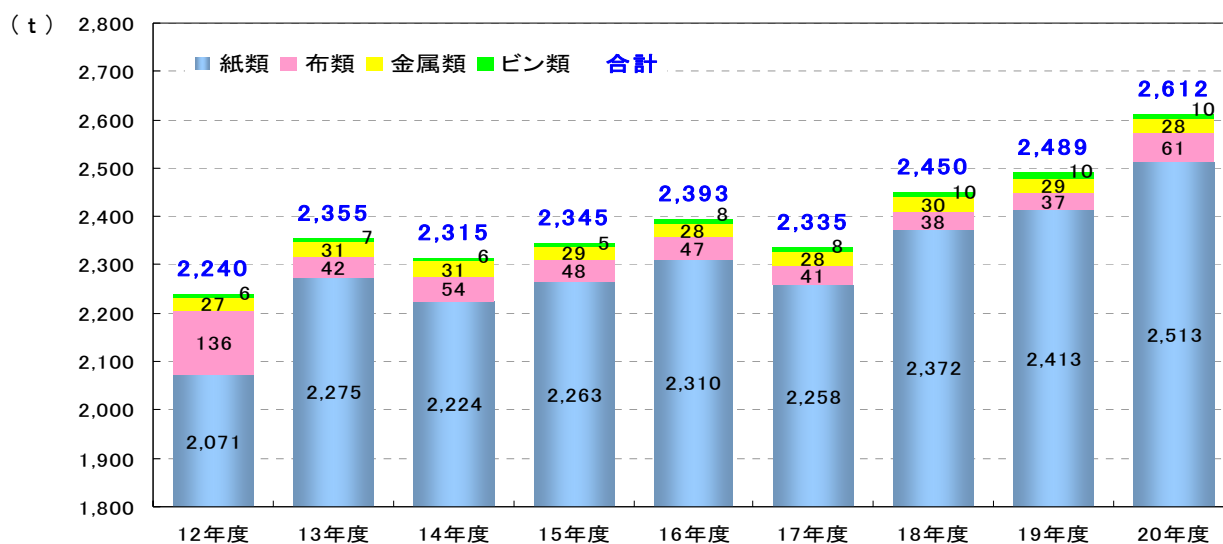
③ 平成20年度生活系可燃ごみの内訳



④ 可茂管内市町村生活系可燃ごみの1日1人あたりの量



8. 資源回収量の推移



9. 生物の状況

① 天然記念物

県指定	川合のムクノキ、山之上のサクラ
市指定	白山神社の大杉、諏訪神社の大杉、正眼寺のしだれ桜、森山のオオグワ、山之上のヒカゲツツジ群落、三和のゲンジボタル

② 大切にしたい生物種

国のレッドデータリストを基準に、市内において絶滅の恐れのある生物種を美濃加茂自然史研究会でとりまとめたものです。(「環境省」: 国のレッドデータリストのうち市内で見られる種、「美濃加茂市で大切にしたい種」: 環境省の選定を除き、市内において絶滅の恐れのある種)

鳥類

環境省	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	トモエガモ、サシバ、ハヤブサ、ヨタカ、サンショウクイ
	準絶滅危惧(NT)	ヨシゴイ、オオタカ、ハイタカ、ハクマ、チュウサギ、ミサゴ
美濃加茂市で大切にしたい種		コシアカツバメ、キレンジャク、ヒレンジャク

魚類

環境省	絶滅危惧ⅠA類 (CR)	イチモンジタナゴ
	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	ネコギギ、ホトケドジョウ、シロヒレタビラ、カジカ
	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	アカザ、スナヤツメ、アジメドジョウ
	準絶滅危惧 (NT)	ヤリタナゴ
美濃加茂市で大切にしたい種		ドンコ、ギンブナ

※上記魚類の中で川浦川にはネコギギ、カジカ、アカザ、スナヤツメ、アジメドジョウが、木曽川にはイチモンジタナゴ、シロヒレタビラ、アカザ、ヤリタナゴ、スナヤツメが生息。メダカの野生種は、市内では絶滅。



ネコギギ



アジメドジョウ

昆虫類

環	絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	ホシチャバネセセリ
境	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	ウラナミジャノメ、タガメ、ギフチョウ
省	準絶滅危惧 (NT)	オオムラサキ、キイロヤマトンボ
美濃加茂市で大切にしたい種		スジボソヤマキチョウ、ハッチョウトンボ、ウスバシロチョウ



ホシチャバネセセリ



オオムラサキ

植物（維管束植物）

環	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	キイトラッキョ、キンラン、ミズオオバコ、イヌノフグリ、マメズタラン、ミズニラ、イヌセンブリ、イヌハギ
省	準絶滅危惧 (NT)	ミゾコウジュ、ツメレンゲ、エビネ
美濃加茂市で大切にしたい種		オオバノハチジョウシダ、イワオモダカ、ピロードシダ、アオネカズラ、イワヒバ、クモノスシダ、コモチシダ、キセルアザミ、カワラサイコ、カワラハハコ、サワオグルマ、イカリソウ、オオタチツボスミレ、アケボノスミレ、イワナンテン、ヤマグルマ、レンプクソウ、カワラナデシコ、ヤドリギ、ジュウニヒトエ、タムシバ、キバナアキギリ、センブリ、カタクリ、ミズギボウシ、イワギボウシ、イワタバコ、ナメラダイモンジソウ、スズサイコ、ナガエミクリ、ウンヌケモドキ、ヒメコヌカグサ、ミズネコノオ、ヤナギヌカボ

※ カワラナデシコ、カワラハハコ、ミズオオバコについては河川改修で絶滅の恐れあり。



イヌノフグリ



キイトラッキョ

分類用語のカテゴリーとその定義

●「絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）」	絶滅の危機に瀕している種
○「絶滅危惧ⅠA類（CR）」	ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種
○「絶滅危惧ⅠB類（EN）」	ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種
●「絶滅危惧Ⅱ類（VU）」	絶滅の危険が増大している種
●「準絶滅危惧（NT）」	現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては絶滅危惧に移行する可能性のある種

③ 特定外来生物

現在、アライグマやブラックバス等、外来種といわれる動植物が従来の生態系に深刻な影響を与えています。人間が、本来の生息地以外へ持ち込んだ動植物が野生化しています。生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又は及ぼす恐れのある外来生物について必要な規制を行っています。

美濃加茂市で見られる特定外来種指定生物（2010年現在）

分類群	種名
哺乳類	アライグマ、ヌートリア
両生類	ウシガエル
魚類	オオクチバス、ブルーギル
植物	オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、アレチウリ



アライグマ



アレチウリ

【資料：美濃加茂自然史研究会】

第3章 将来環境像と将来イメージ

1. 総合将来環境像【計画のキャッチフレーズ】

この「総合将来環境像」は、将来、美濃加茂市を「こんなまちにしたい」という平成34年度を展望した総合的かつ長期的な環境像です。

市民、事業者、市の三者が連携し、「総合将来環境像」の実現のために「環境まちづくり」を推進します。

自然を友とし 環境を育み 未来に引き継ぐまち みのかも

【自然を友とし】 自然との共生を第一義的な理念とします。

【環境を育み】 環境を壊すのも育むのも最終的には市民一人ひとりの意識と行動によるところが大きく、この計画では、育んでいこうという方向を表しています。

【未来に引き継ぐ】 自然を友とし、育まれる環境は、今の世代だけのものではなく、次世代、すなわち未来へと引き継いでいこうという姿勢を表しています。

2. 将来環境像と将来イメージ

「将来環境像」は、自然環境、地球環境、生活環境の3つの環境について、「市民のこうしたい」という「将来イメージ」をまとめたものです。

なお、将来環境像と将来イメージは、平成34年度を展望した第1次計画を、原則として継承しています。

◆ 将来環境像①：自然と共生するまち

◇「自然とのつきあい」にかかわる将来イメージ

- ・鳥のさえずりが聴け、自然の移り変わりを感ぜられる環境が息づいている
- ・大切にしたい動植物を守るボランティア市民がいる
- ・子ども達が、夏休みに、虫取りや昆虫観察を行える体験教室がある
- ・自然と親しめる遊歩道が整っている
- ・市内できれいに星が見られる所が残されている

◇「大地と緑」にかかわる将来イメージ

- ・豊かな北部地区の自然が、保護・育成されている
- ・市民の手で、里山の手入れが行われている
- ・農地が保全され、農薬使用の少ない安全な農作物が供給されている
- ・米・野菜・果物が、自分の住む地域でまかなわれている
- ・豊かで多様な生きものを育む場所がある
- ・緑の多い街並みがある
- ・子どもたちが遊べる草原が近くにある
- ・まち全体が季節を感じさせ自然にとけ込んでいる

◇「水と水辺」にかかわる将来イメージ

- ・河川には、多自然型の護岸で清らかな水辺がある
- ・緑の木立が並ぶ木陰のある川辺がある
- ・田んぼの用排水路に、様々な生きものが見られる
- ・まちなかの川で水遊びができる
- ・ネコギギ・ホタルなどの大切にしたい生きものの個体数が増えている

◆ 将来環境像②:環境配慮の息づくまち

◇「総合環境配慮」にかかわる将来イメージ

- ・資源・エネルギー、廃棄物について皆が知り、減らすことを語り合っている
- ・各家庭で省エネ目標をたて、電気・ガスなどが節約されている
- ・製造者責任が徹底されて、購入した商品は、使用后、製造者へ返却されている
- ・市民・事業者により自発的にフロン回収がされている

◇「廃棄物」にかかわる将来イメージ

- ・小売業者とタイアップして、レジ袋・トレイをやめ、量り売りをしている
- ・ごみの減量化に努め、生ごみなどをほとんど出さない
- ・フリーマーケットなどで再利用をすすめ、物を大事にしている
- ・意識しないでも、不用物はすべてリサイクルされている
- ・生ごみを果樹園に返し、フルーツ大国になっている

◇「資源・エネルギー」にかかわる将来イメージ

- ・省エネに心がけ、電気・ガスなどの使用量が少なくなっている
- ・環境に配慮して、車の利用が少なくなっている
- ・燃料電池などが普及している
- ・太陽光、風力などの自然エネルギーを自分で取り入れている
- ・節水や雨水利用などで水資源を大切にしている

◆ 将来環境像③: 住みよい快適なまち

◇ 「健康影響」にかかわる将来イメージ

- ・ 深呼吸した時「おいしい」と言えるすみきった空気がある
- ・ 過大な環境負荷や公害がなくなっている
- ・ 市民が健康的に生活できる環境が保たれている

◇ 「都市空間」にかかわる将来イメージ

- ・ 自然や潤いを感じることのできる、ゆとりのある公園がまちなかにある
- ・ 街角にちょっと休憩でき、おいしい水が飲める場所がある
- ・ 市民のモラルが向上し、ごみ一つ落ちていないきれいなまちになっている
- ・ 家族でゆったりと、自分達の住んでいる街を歩いて楽しめる
- ・ あい愛バスなどの公共交通機関がゆきとどき、手軽に利用しやすくなっている

◆ 共通基盤的取組み

◇ 「共通基盤」にかかわる将来イメージ

- ・ 幼児から高齢者まで、成長過程に応じた環境教育が受けられる
- ・ ほしい時に必要な環境情報が手に入る
- ・ 市民の主体的な環境活動が育っている
- ・ 行政の環境施策に多くの市民が意見を言い、一緒に取組んでいる
- ・ 流域圏の市外の人々とも定期的に交流が図られている

第4章 環境施策の取り組み

第3章の将来環境像や環境イメージを実現し、総合計画の成果目標を達成するために、市民、事業者、市の3者が連携して取り組む重点プロジェクト事業と、市の各課で推進する「具体的な取り組み」を定めました。今までの環境イベントなどと組み合わせて、効果的な事業展開をめざします。

特に、重点プロジェクト事業については、環境審議会とその分科会で審議され策定されたもので、事業内容については第5章に掲載します。

また、「具体的な取り組み」については、庁内ワーキングで検討され環境審議会の審議を経て策定されましたが、進行管理を容易にするために、成果指標及び目標値を定めた環境実施計画を別途策定します。なお、この実施計画は、総合計画と連動するものとします。

1. 自然環境の保全 分野

① 総合計画成果目標

成果指標	現状値	中間目標値(H26)	目標値(H31)
市内主要河川水質の環境基準達成（基準：水素イオン濃度等5項目、対象：6河川）	川浦川以外の5河川は水質の環境基準中大腸菌群数が未達成	川浦川・詰田川・深渡川・大洞川の4河川で水質の環境基準達成	6河川全てで水質の環境基準達成
川浦川の水質 （カワゲラウォッチング：市民による環境調査）	川浦川：きれいな水 （5段階の水質階級中Iきれいな水）	I きれいな水	I きれいな水

※市内を流れる主要河川（定期的に水質検査を実施している地点）

- ①加茂川（深田橋） ②深渡川（深渡橋） ③川浦川（廿屋川合流）
④蜂屋川（鷹之巣橋） ⑤詰田川（詰田橋） ⑥大洞川（伊深橋）

基準項目（基準値）：B類型流域

- ①水素イオン濃度（6.5～8.5） ②溶存酸素（5mg/l以上） ③生物化学的酸素要求量（3mg/l以下）
④浮遊物質（25mg/l以下） ⑤大腸菌群数（5000mpn/100ml以下）

※カワゲラウォッチング普及事業とは、小中学生や住民の参加を得て、岐阜県内の身近な河川に生息する生物を調べることにより、河川の水質を知るとともに、調査の体験を通じて水質の保全及び浄化の重要性を認識することを目的としたもの。

◇水質階級（指標生物や水の濁りなどにより5段階に区分）

- I きれいな水 II 少しきたない水 III きたない水
IV 大変きたない水 不明 指標生物未発見等

② 重点プロジェクト事業

◆ 有機菜園プロジェクト

◆ 緑の手入れプロジェクト

◆ きれいな川づくりプロジェクト

③ 具体的な取り組み

NO	事業名	内容説明	課名
1	下水道への接続の促進	河川の環境を守るため、下水道が供用開始した区域においては、下水道への接続(水洗化)を促進するとともに、下水道整備区域外においては合併処理浄化槽の普及を促進します。	上下水道課
2	自然体験施設の活用	御殿山の奥山自然遊歩道やキャンプ場、健康の森、さくらの森などの施設の活用を図り、自然と触れ合う機会を提供します。	商工観光課 農政課
3	親水スポットの活用と整備	木曾川河川敷や市内の河川について、改修に合わせて親水スポットの整備を図るとともに生物の生息環境保全、自然的景観の創出、水質浄化機能の向上といった多自然型の整備を進めます。	土木課
4	街中の緑地の保全と活用	身近な自然を体験できるような緑地の活用を図るため、市民参加のワークショップなどを開催して、街中の緑地や公園の整備をすすめます。	土木課
5	自然を対象とした体験学習の実施	小中学校ごとに、身近な自然を親しむために、里山や木曾川の観察、カワゲラウォッチング、学校の森などでの体験学習を行います。	学校教育課
6	自然環境調査とデータベースの充実	美濃加茂自然史研究会などの市民専門家の協力を得ながら、地形・地質、植生・植物相、各種動物などの継続的な調査とデータベースの充実を推進します。	文化振興課
7	水生生物の保護・育成	ネコギギ、ゲンジボタルなどが生息する川浦川や市内の川に残されている豊かな生態系について、多面的な調査と保護・育成を推進します。	文化振興課
8	みのかもの自然ガイドブックの作成	ふるさとファイル「川浦川の生きものたち」、「大地の生い立ち美濃加茂」、「ホテル来い」、「みのかものスマレ」といった自然ガイドブックを今後とも充実させていきます。	文化振興課
9	自然体験講座の充実	自然観察やみのかも文化の森などで行っている自然体験講座を充実させていくとともに、指導員等の人材を育成します。	文化振興課
10	市民農園の充実	市民が気楽に土にふれあい、収穫の喜びを感じることできる市民農園を充実し、身近な自然を体験できる機会を提供します。	農政課
11	森林の計画的な整備	森林の持つ生物多様性や水源の保全、土砂流失の防止、二酸化炭素の吸収などの機能を守るため、森林組合と連携し、森林の荒廃を防ぎ計画的な森林整備を推進します。	農政課
12	里山再生の推進	生活に密着した里山の自然と景観を守るため、講習会の実施や森林ボランティアの育成などを推進し、所有者と協力し、間伐などの手入れや広葉樹への樹種転換などに取り組んでいきます。	農政課

13	農地の計画的な整備	生物が生息する環境と、温暖化の防止に貢献する農地を保全するため、農業振興地域整備計画を推進するとともに、農業生産の確保と自給率の向上を図ります。	農政課
14	クリーン農業の推進	「安全・安心」な食料を提供するため、農協と協力し、従来の農業に比べ、農薬、化学肥料をそれぞれ30%以上削減した農業者、農地の増加を推進し、自然にやさしい農業をめざします。	農政課
15	耕作放棄地の解消と再生	環境にやさしい農地を保全するため、耕作放棄地の所有者と連携し、農地の集積利用の促進や貸農園としての活用などにより、農地の有効活用を推進します。	農政課
16	環境と調和した住宅開発の誘導	地域の住民と協働し、地域の望ましい土地利用の方向を定め、自然環境の保全と計画的で秩序ある土地利用を誘導するための地区計画・建築協定等の制限区域を設け、良好な住宅地を確保していきます。	都市計画課
17	地域の特色を生かした景観まちづくり	里山景観や歴史的まちなみ景観等、地域の特色ある景観と環境を保全し、育成するために、住民と協働し地域の特性に合った景観づくりのルールを定めるまちづくり運動を推進します。	都市計画課
18	保存樹・保存樹林の指定	美濃加茂市の保存すべき樹木や樹林などについて、保存樹の指定を行い、緑化の推進と緑地の保存を行います。	都市計画課
19	自然豊かな河川整備の推進	川浦川をはじめとする市内の河川には、豊かな自然が残されているため、河川管理者の県と連携し、市民が身近な自然学習の場として活用できるよう水と親しむことのできる河川整備を推進します。	都市計画課
20	開発行為に対する自然環境保全指針の策定と運用	開発事業を行う際の環境対策を定めた指針を策定し、適切な指導を行うことにより、開発事業者の自主的な環境保全対策を推進します。	環境課
21	市民参加型の河川水質調査などによる意識向上	市民が実際に水質を体験するプログラムとして、水生生物調査「カワゲラウォッチング」や簡易水質検査などを活用し、水質浄化への意識啓発をはかります。	環境課
22	公害の測定・監視と指導の充実	市内の大気質、水質、騒音の状況を経年的、地域ごとに測定・把握するとともに、環境保全協定の締結などにより公害の未然防止に努めます。また、野焼きなどの苦情については、地域の問題として対処していきます。	環境課
23	花いっぱい運動の推進	花苗の支給などにより、家庭や路肩などを花壇を花で飾り、身近な自然が感じられる美しいまちづくりを推進します。	環境課
24	不法投棄監視・体制の強化	ポイ捨て防止条例による環境美化推進員の定期パトロールや郵便局員からの情報提供、市民との連携により不法投棄の早期発見に努め、警察・県地域振興局との連携により美しい自然環境を守ります。	環境課

2. 循環型社会の形成 分野

① 総合計画成果目標

成果指標	現状値	中間目標値(H26)	目標値(H31)
1日1人あたりの可燃ごみ排出量	475 g (H19年度)	451 g	428 g
年間資源回収量	2,489 t (H19年度)	2,740 t	2,990 t
ごみ減量機器助成件数(累計)	2,649件 (H19年度末)	3,970件	5,300件

② 重点プロジェクト事業

◆ 家庭生ごみ減量プロジェクト
◆ ゴミ抑制プロジェクト
◆ エコハウス（環境学習施設）プロジェクト

③ 具体的な取り組み

NO	事業名	内容説明	課名
1	下水道汚泥の燃料としての活用	蜂屋川クリーンセンターにおいて処理される下水道汚泥を乾燥処理し、ボイラーの燃料として活用することにより、従来、処理に擁していた化石燃料の使用を削減します。	水道工務課
2	溶融スラグの公共工事への受け入れ推進	可茂広域で発生する溶融スラグについて、積極的に公共工事で活用し、廃棄物の循環利用を促進します。	土木課
3	アダプト・プログラム(施設の里親制度)の導入	一定区画の公共空間(駅前、繁華街、道路、公園、河川など)を、里親として申し出た地域住民、団体と行政が契約を交し、役割分担の下、環境美化などの維持管理を行う制度の導入を進めます。	土木課
4	エコキャップや資源の回収推進	生徒会活動やPTA活動と連携し、エコキャップ、アルミ缶の回収や資源回収を行うことにより、循環型社会の大切さを学習します。	学校教育課
5	エコバッグの普及促進	レジ袋有料化実施店舗数をさらに増やすとともに、市民の意識向上によりエコバッグの持参率を高めます。	環境課
6	エコハウスとリサイクル拠点の整備	エコハウスは、単なる資源回収施設の役割だけでなく、市民協働により、啓発活動、リユースショップ、リサイクルに関する研究ができるような施設の整備を図ります。	環境課

7	事業系ごみの減量	大規模事業所に対するごみ減量・リサイクル計画書の提出指導など、増加率の大きい事業系ごみの減量促進を図ります。	環境課
8	資源ごみ収集の充実	古紙類の回収など収集品目、収集頻度を増やし、PTAなどのNPO団体による集団回収の推進や拠点の整備を図るとともに、市民への情報提供に努めます。	環境課
9	生活系ごみの減量	生ごみの堆肥化、剪定枝のチップ化などを、処理機器の購入補助や使用・活用方法のPRなどを通じて促進します。また、ごみ袋の代金や収集方法の見直しなどにより、生活系ごみの減量を図ります。	環境課
10	廃食用油を燃料として再利用	廃食用油を回収し、公用車などの燃料として再利用を推進します。また、循環型社会のモデルとして、菜の花から食用油を採ることに取り組みます。	環境課

3. 温暖化防止・クールタウンの構築 分野

① 総合計画成果目標

成果指標	現状値	中間目標値(H26)	目標値(H31)
家庭から排出されるCO ₂ 排出量 (1人あたり)	2,150Kg CO ₂ /人 (H19年)	2,042 Kg CO ₂ /人	1,935 Kg CO ₂ /人
太陽光による発電設置件数(累計)	292件 (H20年度末)	580件	1,460件

※家庭から排出されるCO₂排出量については、美濃加茂市の排出量が把握されていないため、全国平均値を用いている。早急に、環境家計簿の普及を図り本市の各家庭からの排出量を算出し、地域性を重視した目標となるよう見直しを行う。

※一般家庭への太陽光発電の普及については、環境学習や啓発活動を進め、自然エネルギー活用の一環として推進する。

② 重点プロジェクト事業

◆ 緑のカーテンプロジェクト
◆ 省エネ(環境家計簿)プロジェクト

③ 具体的な取り組み

NO	事業名	内容説明	課名
1	家庭における節水の促進	水は限りある資源であり、その浄水過程で多量のエネルギーが使われていることから、風呂水や雨水の利用、節水型機器の啓発などを進めます。	上下水道課

2	商店街の緑化推進	クールタウン化を推進するため、中心市街地と商店街に活力と潤いを与えるため、つる性植物による「緑のカーテン」や店先で花や植木を育てるまちづくりを推進します。	商工観光課
3	雨水透水性舗装の推進	地下水の保全をはかり、都市気候の温暖化の緩和のため、新規の道路や公共駐車場の整備の際に雨水透水性舗装を推進します。	土木課
4	歩道・自転車道の整備充実	低炭素社会への取り組みとして、歩道・自転車道の整備を推進し、自動車より徒歩・自転車が選択されるような環境整備を進めていきます。	土木課
5	つる性植物による「緑のカーテン」の設置	学校や市施設の窓と壁面を、つる性植物で遮光することにより、室内温度を下げます。冷房をする場合は、電気エネルギーが節約できます。また、この活動に関連して環境基本計画や地球温暖化についての学習をすすめます。	学校教育課 総務課
6	グリーン購入ガイドラインの策定と周知徹底	市役所における環境に配慮した物品購入を促進するため、公用車から消しゴムに至るまで、品目ごとのガイドラインを策定し、その周知徹底を図ります。	総務課
7	公共工事における環境配慮ガイドラインの策定	公共工事における環境配慮を促進するため、土木・建築工事にあたってのガイドラインを策定し、それを発注仕様書作成時に閲覧・運用できるような仕組みを作ります。	総務課
8	市施設における自然エネルギー設備の導入	公共施設においては、防災上の独立電源の意味からも自然エネルギー設備の導入を積極的に図り、市民に対する啓発にも役立てます。	総務課
9	LED照明等省エネルギー機器への転換	LED照明は、消費電力が少ないだけでなく耐用年数も長く省エネに効果的であるため、公共施設や防犯灯、商店街における街路灯への導入を図ります。また、エコキュートなど省エネ器具の導入をすすめます。	総務課 防災安全課 商工観光課
10	地産地消の推進	グリーンセンターなどの販売により、地元で取れた農作物を地元で消費することは、地元農業の育成だけでなく、輸送距離が短くなり、CO ₂ の削減に貢献できることであるため、その取組みを促進していきます。	農政課
11	環境に優しいあい愛バス運行形態の検討	車齢10年を迎えるあい愛バスの車両を将来更新するに当たっては、燃費効率の良いものにするとともに、環境に優しいバスの導入を検討していきます。	地域振興課
12	新たな交通システム計画の策定	先進都市の実態を把握していく中で、デマンドバス(顧客予約バス)、デュアルモードビークル(道路軌道両走行車両)等の導入の可否を検討していきます。	地域振興課

13	エコファミリー登録・評価制度の導入	市民による自主的な環境に配慮した暮らしの実践を促進するため、環境家計簿に登録・評価制度を組み合わせるなど、より参加度が上がるような工夫をして、実施していきます。また、環境に配慮している家庭や事業所を広報、ホームページなどで紹介し、一般の意識啓発に役立てます。	環境課
14	「エコオフィスみのかも」の充実	現在ある「エコオフィスみのかも」を実効性の面から見直し、市役所のエネルギー消費量の削減を推進します。また、推進状況の公表など内容の充実を図ります。	環境課
15	省エネ運動の普及促進	電気のスイッチをこまめに切ること、自動車の使用を控えるノーカー運動、アイドリングストップなど、簡単に始められる省エネ運動を、市民・事業者・市が一体となって普及促進を図ります。	環境課
16	家庭における自然エネルギーなどの普及促進	家庭における太陽光発電やその他の自然エネルギー（太陽熱、小風力、小水力、バイオマスなど）、新エネルギー（燃料電池、ハイブリッドなど）に対する啓発活動を行い普及に努めます。	環境課
17	植栽による緑化促進	大気の浄化に役立つ樹木として県が選定した「大気環境木」などによる工場敷地や地域の緑化を促進します。	環境課

4. 総合的な分野

① 具体的な取り組み

NO	事業名	内容説明	課名
1	出前講座における環境学習の充実	市職員、事業者、市民、市民団体による環境に関する出前講座のメニューを増やすなどの充実を図っていきます。	生涯学習課
2	自然体験講座と環境学習メニューの充実	市民協働により、地区公民館活動や図書館事業など生涯学習の取組みの中に自然体験や地球温暖化防止対策についての環境学習を取り入れていきます。	生涯学習課
3	図書館の環境に関する蔵書の充実	市民に、自然保護やごみ問題、温暖化ガスなどに関する情報を提供するため、環境に関する蔵書や映像資料などの充実を図ります。	生涯学習課
4	環境実施計画の進捗管理と改善活動の推進	ISO9001（自己適合宣言）に基づいた経営管理システムを活用し、エコオフィスや環境実施計画の実践に対する進捗管理や改善活動を推進します。また、その結果については、環境課を通じて環境審議会に報告します。	行政経営課

5	環境ボランティアの育成	みのかも市民活動サポートセンターにおける環境に関する講座を増加させるとともに、環境ボランティア団体及び環境コーディネーターを育成していきます。	地域振興課
6	地域コミュニティ・環境団体によるまちづくり支援事業の創設	地域コミュニティ・環境団体による環境活動などに対し支援するための助成制度の導入を図り、自主的で主体的なまちづくりを進めます。	地域振興課
7	環境に関する講座やイベントの開催と充実	NPO 法人グリーンネットや各種団体と連携し、自然体験やごみの減量化法などの講座や環境イベントを開催するとともに、環境サポーター制度の導入などにより市民参加を推進します。	環境課
8	定住自立圏内の町村との連携	定住自立圏内の、共通の環境問題について研究し、連携を図ります。また、広域的に対応することが効率的であるものについては、共同して実施します。	環境課

第5章 重点プロジェクト事業

第4章で、「自然環境の保全」「循環型社会の形成」「温暖化防止・クールタウンの構築」の3分野に位置づけられた8つの重点プロジェクト事業の内容を示します。

この重点プロジェクト事業は、多方面・多種類にわたる環境への取り組みの中から特に推進すべき事業について検討し、環境に関する他の事業を先導するプロジェクトとして取りまとめたものです。

1. 自然環境の保全

1-①

プロジェクト名	有機菜園プロジェクト			
概要	<p>いままで農業にかかわりの無かった市民が、家庭菜園を行うことにより、身近な自然を体験するとともに、食の安全について関心を持つことができます。</p> <p>また、家庭から出る生ごみの利用や地産地消による、自然にやさしい循環型社会をめざす取り組みです。</p> <p>アパートなど集合住宅の方にも家庭菜園を楽しんでもらえるよう、JAガーデンの活用や農家の協力のもと菜園を確保します。</p>			
効果	<p>菜園は、地域の自然環境の保全に役立ちます。</p> <p>また、家庭の生ごみを、コンポストやダンボールコンポストなどで堆肥化し、菜園で利用することにより、ごみが減少します。</p>			
今後	<p>化学肥料や農薬を使用しないなど、環境に負荷の少ない栽培方法の啓発に努め、各家庭の生ごみを堆肥化し菜園で使用できるよう検討します。</p> <p>また、外国人に対しても参加を呼びかけたり、農家の方を講師とする菜園教室を開催したりして、地域づくりにつなげていきます。</p>			
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然を感じる機会の不足 ・安全で安心な野菜への関心の高まり ・農業従事者の高齢化などで耕作放棄地が増加 ・生ごみの堆肥化普及のためには菜園が必要 			
実施方法	<ol style="list-style-type: none"> ① 農協と連携し、JAガーデンのノウハウを活用 ② 技術指導のための講習会を開催 ③ 情報を共有し、助け合えるコミュニティの形成促進 ④ 菜園の管理は自主運営 			
目標	成果指標	現状値	中間目標値 (H26)	目標値 (H31)
	参加人数 (区画数)	—	50人	100人
	生ごみ堆肥 活用者率	—	50%	80%

第5次総合計画・他のプロジェクトとの関連	<p>【5次総:課題】 自然を大切にする意識を高める</p> <p>【関連する他のプロジェクト】 家庭生ごみ減量プロジェクト</p> <p>【環境イベント】 収穫祭</p>
----------------------	--

1-②

プロジェクト名	緑の手入れプロジェクト			
概要	<p>身近な里山や竹林を手入れし、潤いある自然景観を守るとともに、間伐して林の中に光が届くようにすることで、生物の多様性を守る取り組みです。管理された里山は、緑のダムと言われ豊かな地下水を作り、きれいな川の水を生み出し、海の浄化にも役立ちます。</p>			
効果	<p>身近な自然を守る活動を市民参加で行うことにより、ふるさとの景観や地域の自然に対する愛着を深めることができます。</p> <p>また、高齢者や子どもの参加により、世代間の交流を図ることができます。</p>			
今後	<p>市民、事業者、行政が協働で活動を進め、エコハウスでの環境学習とあわせて継続的に取り組める活動環境を整備していくことが重要です。</p> <p>また、荒れた山や竹林の整備をするためには、土地の所有者の理解と協力が欠かせません。今後は所有者との連携を深めていくことが必要です。</p>			
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市内里山の荒廃 ・身近な自然と生物多様性の保護が必要 ・人が山に入らなくなったため、イノシシ等有害鳥獣による被害が増加 ・里山の保全に関わる活動の提供が必要 ・他の事業との調整が必要 			
実施方法	<ol style="list-style-type: none"> ① 市民に見えるところで、市民の評価を得る事業の推進 ② モデル地区の設定 ③ エコハウスと総合的に活用できる体験学習の場の整備 ④ 歴史の学習もできる散策道の整備 ⑤ 伊深・三和地区における景観保全運動との連携 ⑥ 緑の手入れと川づくりをつなげる一体的な整備の推進 			
目 標	成果指標	現状値	中間目標値 (H26)	目標値 (H31)
	作業参加人数 (年間延人数)	—	100 人	200 人
第5次総合計画・他のプロジェクトとの関連	<p>【5次総:主用な取り組み】 自然環境についての学習会の開催 森林機能に関する知識の普及・啓発</p> <p>【関連するプロジェクト】 エコハウスプロジェクト</p>			

1-③

プロジェクト名	きれいな川づくりプロジェクト			
概要	市内の河川における環境指標生物の観察会「カワゲラウォッチング」や簡易水質検査の体験を通じ、身近な自然について学習します。身近な自然に触れ合う癒し空間の場である水辺環境の創造をめざす取り組みです。			
効果	川遊びなどで楽しみながら、自然について学習をすすめるとともに、環境に対する意識を高められます。			
今後	市内に生息する希少生物のネコギギやゲンジボタルの保護とともに、下水道や合併浄化槽の普及により水質の改善に努めていく必要があります。市内の河川の水質や地域環境を比較しながら、自然を活用した地域づくりをすすめます。			
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・川浦川、甘屋川には、ゲンジボタルや国の天然記念物「ネコギギ」が生息 ・川浦川の水質保持の取り組みが必要 ・川浦川以外の市内主要河川では、水質改善が必要 ・人と川との関わりが減少したのに伴い、川の自然環境への関心も減少 ・平成22年度に川浦川水系で、「全国豊かな海づくり大会」サテライト会場としてイベントを開催 			
実施方法	<ol style="list-style-type: none"> ① カワゲラウォッチングや簡易水質検査など、市民参加による環境調査の実施 ② 豊かな海づくり事業に取り組む団体との連携 ③ 「ウキウキつくしとり」(加茂川周辺)事業の継続 ④ 自然保護に取り組む団体との連携 ⑤ 河川の清掃活動 ⑥ ホタルを通じた学校間の交流 ⑦ 下水道や合併浄化槽の普及啓発 			
目標	成果指標	現状値 (H20)	中間目標値 (H26)	目標値 (H31)
	河川環境調査実施回数	2回	5回	10回
	河川環境調査参加人数	37人	75人	150人
第5次総合計画・他のプロジェクトとの関連	<p>【5次総: 主要な取り組み】 自然環境についての学習会の開催 美化清掃等(河川)の活動団体の育成</p> <p>【5次総: 成果目標】 市内主要河川水質の環境基準達成 川浦川の水質</p> <p>【関連する他のプロジェクト】 エコハウスプロジェクト 【環境イベント】 ウキウキつくしとり</p>			

2. 循環型社会の形成

2-①

プロジェクト名	家庭生ごみ減量プロジェクト			
概要	家庭の生ごみを減量できる様々な方法(コンポスト、ダンボールコンポスト、水切りバケツ、生ごみ処理機等)を市民に紹介し、その中から、各家庭で取り入れやすい方法を選んで実行していただくための取り組みです。			
効果	家庭の生ごみ減量は市のごみ減量につながり、市も家庭も、ごみに関わる出費を減らすことができます。また、生ごみを堆肥として利用する方法は、緑豊かな環境づくりにも役立ちます。			
今後	家庭の生ごみを減らすためには、各家庭での取り組みが不可欠です。市民と行政が協力して、生ごみ減量を無理なく開始・継続できる体制づくりをめざし、講習会の開催や推進母体となる人材育成をすすめます。また、各家庭での取り組みとあわせて、共同処理の方法についても研究し検討していきます。			
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・1人当たりの可燃ごみ排出量が可茂管内市町村の中で1番多い ・生ごみを堆肥として利用する場所が無い ・ダンボールコンポストの資材調達が不便 			
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ① アイデア(成功例、失敗例)を共有できるシステムづくり ② ダンボールコンポスト講習会の開催と人材育成 ③ 有機菜園プロジェクトとの連携 ④ 生ごみの水切りアイデア募集 			
目 標	成果指標	現状値 (H20)	中間目標値 (H26)	目標値 (H31)
	堆肥化講習会の開催回数	年1回	年3回	年5回
	1日1人あたりの生ゴミ排出量	210g	199g	189g
第5次総合計画・他のプロジェクトとの関連	<ul style="list-style-type: none"> 【5次総: 主要な取り組み】 生ごみの減量化の促進 【5次総: 成果目標】 生ごみ減量機器助成件数(累計) 【関連する他のプロジェクト】 有機菜園プロジェクト エコハウスプロジェクト 			

2-②

プロジェクト名	ゴミ抑制プロジェクト			
概要	<p>ごみの発生を抑えるためにはどうしたらよいかを考え、そのための活動を推進する取り組みです。具体的な例として次のようなものが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① お店で買物をするときには不要な包装を断り、できる限り量り売りを利用する ② レジ袋や過剰包装のかわりに、伝統的な風呂敷の活用を見直す活動をすすめる ③ ペットボトルや割箸の使用を控え、水筒(マイボトル)や箸の携帯を心がける 			
効果	<p>ごみの発生源を抑制することで、資源の有効活用を図るとともに、リサイクルやごみ処理に係るエネルギーを削減することができます。市民活動としての取り組みは、1人1人の環境意識を高めます。レジ袋有料化のように、市民・事業者・行政が一緒に取り組むことにより、高い効果が期待されます。</p>			
今後	<p>食料品トレイ等を見直し、量り売りの推進を販売店に提案します。 安易にごみが出せる現行の制度について見直します。ごみ減量のために、ごみ袋の値段や販売方法、可燃ごみ収集回数(夏季週3回)、分別方法等について検討します。また、ごみを減らした人が得をする制度になるよう検討し、継続的なごみ減量を推進します。</p>			
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・1人あたりの可燃ごみ排出量が可茂管内市町村の中で1番多い ・レジ袋有料化によるマイバッグ持参は定着した。コンビニでの有料化は未実施 ・水筒(マイボトル)や箸の携帯はあまりすすんでいない ・ごみ袋の値段が近隣町村より安い 			
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ① ごみ分別の見直し ② ごみ収集方法(可燃ごみの夏季週3回収集、資源ごみの収集回数)とごみ袋単価の見直し ③ 食品トレイ・ペットボトル・箸の使用自粛を推進 ④ 環境学習会の実施 ⑤ 推進モニター、推進モデル地区の設定 			
目標	成果指標	現状値 (H20)	中間目標値 (H26)	目標値 (H31)
	可燃ごみに占めるプラスチックごみの重量(1日1人あたり)	73g	69g	65g
割箸自粛(置箸)協力店	-	25店舗	50店舗	
第5次総合計画・他のプロジェクトとの関連	<p>【5次総:課題】 4Rの推進 (「リフューズ」「リデュース」「リユース」「リサイクル」)</p> <p>【5次総:成果目標】 1日1人あたりの可燃ゴミ排出量</p> <p>【関連する他のプロジェクト】 エコハウスプロジェクト</p>			

2-③

プロジェクト名	エコハウス(環境学習施設)プロジェクト			
概要	<p>環境学習とリサイクル推進のために、常設型の拠点を整備し、効果的な運営をめざす取り組みです。具体的な例として次のようなものが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 常設型のリサイクル拠点を整備し、利用者の拡大を図る ② 身近な自然や地球温暖化についての環境学習をすすめる ③ 環境に関する取り組みの情報発信基地として活用する ④ 廃食油の回収量を増やし、BDF 燃料の利用拡大を図る ⑤ 不用品バザーや古本市などリユース(再使用)を促進する 			
効果	<p>リサイクル活動の推進は、資源とエネルギーの節約とともに、ごみ減量につながり、環境への負荷が減少します。 また、環境学習の場では、環境にやさしい市民の輪が生まれ育ちます。</p>			
今後	<p>多くの市民が、運営を含め主体的に参加できる施設となるよう、検討をすすめます。資源回収拡大のために、エコハウスの整備と合わせて、各地区にサテライト施設ができるよう、民間事業者や市民団体と連携します。 また、商品の販売者による自主回収も促進します。</p>			
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習施設が未整備であり、環境活動の拠点が必要 ・環境学習の機会が少ない ・不用品交換やバザーなどの市民活動が定着していない ・リサイクル活動と環境学習の結びつきが弱い ・「かわまちづくり事業」との調整が必要 			
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 環境学習施設やリサイクル施設を結びつけた総合的な環境活動の拠点整備 ② 市民団体の活動の活性化と充実 ③ 「緑の手入れプロジェクト」や「きれいな川づくりプロジェクト」など他のプロジェクトとの連携 			
目標	成果指標	現状値 (H20)	中間目標値 (H26)	目標値 (H31)
	リサイクル施設 利用者数	年 29,600 人	年 32,500 人	年 35,500 人
	環境学習会の開催回数 (於:エコハウス)	—	年 10 回	年 20 回
※施設利用者数は「きらきらエコハウス」と「リサイクルステーション」の合計利用者数				
第5次総合計画・他のプロジェクトとの関連	<p>【5次総:主要な取り組み】 常設型エコハウスの整備 【5次総:成果目標】 年間資源回収量 【関連する他のプロジェクト】 有機菜園プロジェクト、 ゴミ抑制プロジェクト 緑の手入れプロジェクト きれいな川づくりプロジェクト</p>			

3. 温暖化防止・クールタウンの構築

3-①

プロジェクト名	緑のカーテン プロジェクト			
概要	<p>夏季に、家屋の壁面やベランダなどに、アサガオ、ゴーヤ、ヘチマなどのつる性植物を利用した「緑のカーテン」を設置することにより、強い日差しを和らげ室温の上昇を抑えて、冷房に使うエネルギー使用量を減らします。</p> <p>また、緑豊かな潤いある景観の創出と、街の「クールタウン」化を推進します。</p>			
効果	<p>夏季の冷房に使うエネルギー使用量の削減は、CO₂排出量の削減につながり、地球温暖化防止に役立ちます。きれいな花の観賞や、美味しいゴーヤなどの収穫で、楽しみながら環境問題に取り組むことができます。</p>			
今後	<p>つる性植物による「緑のカーテン」から始め、屋上緑化、市街地緑化へと広がるような取り組みが必要です。</p>			
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な温暖化防止対策が必要 ・夏季の冷房は、ヒートアイランド現象を拡大 ・市の小中学校等には冷房施設が無く、暑さ対策が必要 ・街の景観としての緑化推進 			
実施方法	<ol style="list-style-type: none"> ① 種や苗の配布による普及啓発 ② 学校、保育園などの公共施設で導入 ③ モデル地区の設定 ④ 街の景観づくりとして、商店街での導入を推進 ⑤ 打ち水などもあわせて推進 			
目標	成果指標	現状値	中間目標値 (H26)	目標値 (H31)
	参加住宅戸数	—	1,400 戸	2,800 戸
第5次総合計画・他のプロジェクトとの関連	<p>【5次総:課題】 ヒートアイランドの緩和</p> <p>【5次総:主要な取り組み】 CO₂削減に向けた啓発</p>			

3-②

プロジェクト名	省エネ(環境家計簿)プロジェクト			
概要	<p>家庭において、電気、ガスなどの使用量を家計簿のように記録し CO₂排出量に換算することにより、生活の中でどれだけの二酸化炭素を排出しているかを知ることができます。そして、自らの行動や生活様式をチェックし改善することをめざします。</p> <p>この取り組みでは、主にインターネットの利用を推進しますが、手軽な手書きカードの活用も取り入れます。</p>			
効果	<p>市民の普段の生活における環境意識を高め、生活行動や生活環境の改善を促し、低炭素社会につながる取り組みです。</p> <p>データを集計することができれば、美濃加茂市の家庭における CO₂排出量を推計することができます</p>			
今後	<p>低炭素社会の実現に向けて、太陽光発電等の自然エネルギー、省資源型の家電製品や住宅設備、エコカーなどの普及をめざす取り組みが必要です。</p> <p>また、環境家計簿に継続して取り組むための事業を検討します。</p>			
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・環境家計簿の周知不足 ・インターネットを利用できない人への対応が必要 ・市の CO₂排出量のデータ不足 ・省エネ活動の効果を把握することが困難 			
実施方法	<ol style="list-style-type: none"> ① 広報誌やホームページでの啓発と学習会の開催 ② 手書き方式によるデータ収集 ③ インターネットや携帯サイトを利用して CO₂排出量のデータベース化と、節約したエネルギーを金額などに換算し分かりやすく示すシステムの構築(民間システムの活用も検討) 			
目標	成果指標	現状値	中間目標値 (H26)	目標値 (H31)
	参加世帯数	—	500 世帯	1,000 世帯
第5次総合計画・他のプロジェクトとの関連	<p>【5次総:課題】 低炭素社会の実現のための行動</p> <p>【5次総:主要な取り組み】 CO₂削減に向けた啓発</p> <p>【環境イベント】 キャンドルナイト</p>			

第6章 計画の推進

1. 推進体制

① 市民・事業者・市の連携

市民・事業者・市の3者が連携し、パートナーシップの下に計画を進めていきます。

重点プロジェクトの推進にあたっては、環境審議会やNPO法人みのかもグリーンネット（注）などの環境団体を核とし、自治会を中心とした地域住民、市民団体、農業協同組合や農林漁業団体、商工会議所や商店街組織、事業者団体などとの連携を図り、積極的に自然環境の保全、住みよい生活環境の創造と省エネルギー活動に取り組んでいきます。

また、環境サポーターを募集し、今まで以上に広がりのある市民協働による活動をめざします。

（注）NPO法人みのかもグリーンネットは、第1次計画で策定された環境に関する具体的事業に主体的に取り組み、市民・事業者・市の連携を図りながら、市全体の環境活動の推進をめざして平成15年に誕生した団体です。また、平成17年に法人化されました。

② 総合計画との連動

本計画は、総合計画を環境面から補完する個別計画と位置づけられているため、総合計画の推進体制に組み込み、事業を推進します。

また、環境事業関係課の連携を密にし実施計画の実現を図るとともに、ISO9001（自己適合宣言）に基づいた経営管理システムによるPDCAサイクル（P：Plan 計画、D：Do 実施、C：Check 評価・分析、A：Action 改善）を活用し、全庁的な体制で計画の実現を図っていきます。

2. 進行管理

① 年次報告書の公表

基本条例第13条に基づき、自然環境や廃棄物処理の現状と本計画に関する事業の実施状況について、年次報告書を作成し、公表します。

② 経営管理システムの活用

経営管理システムを活用して、環境に関する実施計画とエコオフィスの実践に対する進行管理や改善活動を行います。その結果を、環境審議会に報告し、意見・提言を受けます。

なお、実施計画は、達成度合を明らかにする成果指標と目標値を定めます。また、毎年度、定期的に見直しを行います。

資 料

1. 美濃加茂市環境基本条例

平成 12 年 12 月 26 日
条例第 34 号

私たちのまち美濃加茂市は、中山道の宿場町として栄えた歴史と伝統を有しています。また、緑豊かな大地と清流木曾川に代表される豊かな水に恵まれた自然環境の中で、岐阜県における交通の要衝として、着実に発展してきました。

しかし、近年、社会経済の飛躍的な発展と物質的な豊かさを求める生活様式が、大気汚染、水質汚濁や緑の減少など様々な形で、私たちの身近な自然環境に影響を及ぼしています。

もとより、すべての市民は、良好な環境の下に健康で安全な生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責任と義務を有しています。

私たち市民は、身近な環境をはじめ多様な生態系や地球環境の保全の意義を強く認識し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会の実現を目指して、地域から行動を起こし、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に取り組んでいかなければなりません。

ここに、すべての市民の参加と協働により、水と緑に囲まれた潤いのある環境を守り、そして健全な社会を創り出し、将来の世代まで引き継ぐため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、豊かで快適な環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市民、事業者と市の責任と義務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策の基本的な事項を定めることによって、現在と将来の世代の市民が環境と共生しながら健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において「豊かで快適な環境」とは、きれいな大気と水、多様な自然、歴史的又は文化的遺産に恵まれた文化、良好な景観などをいい、市民が住みよさと心の豊かさを感じることができる環境をいいます。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

3 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、大気・海洋の汚染、野生生物の種の減少、放射性物質や化学物質による汚染、それ以外の地球規模の環境に影響を及ぼす事態に対する環境保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいいます。

4 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動やそれ以外の人の活動に伴って発生する相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、

振動、地盤の沈下、悪臭などによって、人の健康と生活環境（人の生活に密接に関係のある財産や動植物、またその生育環境を含みます。）に関する被害が生じることをいいます。

（基本的な考え方）

第3条 豊かで快適な環境は、積極的に保全し、創出する働きかけを行わないと失われやすいものであるという認識に立って、その保全と創出の活動が行われなければなりません。

2 豊かで快適な環境の保全と創出は、人と自然とが共に生きる社会において、市民の良好な環境を享受する権利を守り、将来の世代へ引き継いでいくことを目的に行われなければなりません。

3 豊かで快適な環境の保全と創出は、すべての者が自主的に、しかも積極的に取り組むことによって行われなければなりません。

4 地球環境の保全は、すべての事業活動と日常生活において積極的に推進されなければなりません。

（市民の責任と義務）

第4条 市民は、その日常生活の中で、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷を少なくするよう努めなければなりません。

2 市民は、その日常生活から排出される廃棄物の減量と分別、生活排水の改善に努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進することなどにより、資源が有効に利用されるように努めなければなりません。

3 前2項に定めるもの以外に、市民には、市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

（事業者の責任と義務）

第5条 事業者には、事業活動を行うときには、公害を発生させないようにするとともに、環境を適正に保全するため、自らの負担において必要な措置をとる責任と義務があります。

2 事業者は、事業活動に関する製品、原材料、それ以外のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進することなどにより、資源が有効に利用されるように努めなければなりません。

3 事業者は、事業活動を行うことによって公害を発生させたり、環境を破壊したりしたときは、自らの責任と負担においてこれを補償したり、原状に回復したりしなければなりません。

4 前3項に定めるもの以外に、事業者には、その事業活動を行うときは、環境の保全と創出に自ら努めるとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

（市の責任と義務）

第6条 市には、豊かで快適な環境の保全と創出を実現するため、次に掲げる事項についての施策を総合的に、しかも計画的に推進する責任と義務があります。

（1） 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、省資源と省エネルギー、歴史的

文化的資産の保存、景観の保全、快適な居住環境の整備など生活環境に関すること。

(2) 森林の保全と活用、河川・湿地など水辺環境の保全、緑化の推進、野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護など自然環境に関すること。

(3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護など地球環境に関すること。

2 市は、市の施策を策定したり、実施したりするときは、この条例の基本的な考え方に従って、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に取り組まなければなりません。

(環境基本計画)

第7条 市長は、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策を、総合的に、しかも計画的に推進するため、美濃加茂市環境基本計画（以下は「環境基本計画」といいます。）を定めます。

2 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映するために必要な措置をとるとともに、美濃加茂市環境審議会（第15条第1項を除いて、以下は「審議会」といいます。）の意見を聴かなければなりません。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、できる限り速く、これを公表しなければなりません。

(環境基本計画との整合)

第8条 市は、環境に影響を与えると認められる施策を策定したり、実施したりするときは、環境基本計画との整合を図ります。

(環境教育などの推進)

第9条 市は、市民が豊かで快適な環境の保全と創出についての理解を深めるために、それぞれの年齢に応じて適切な環境教育が受けられるよう必要な措置をとるとともに、市民や事業者が、これらについての学習活動を自発的に行うことができるような措置をとります。

(市民活動などの支援)

第10条 市は、市民、事業者、市民や事業者が構成する団体が行う、豊かで快適な環境の保全と創出のための自発的な活動に対し、積極的に支援します。

(市民の参加)

第11条 市は、豊かで快適な環境の保全と創出のための施策を推進するため、市民の参加その他必要な措置をとります。

(環境情報の提供)

第12条 市は、豊かで快適な環境の保全と創出に役立つよう、環境の状況やそれ以外の環境の保全と創出に関する情報を、適切に提供するよう努めます。

(年次報告)

第13条 市長は、市の環境の現況や、豊かで快適な環境の保全と創出に関して行った施策などについて年次報告を作成し、これを公表します。

(広域的連携)

第14条 市は、地球環境の保全について広域的な取組を必要とする施策は、国、他の地方公共団体、民間団体などと協力して推進します。

(審議会)

第15条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定によって、美濃加茂市環境審議会を設置します。

2 審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査、審議し、意見を述べます。

- (1) 豊かで快適な環境の保全と創出に関する基本的事項や重要事項
- (2) 環境基本計画を定めるときと変更するときの意見に関する事項
- (3) その他豊かで快適な環境の保全と創出に関して市長から意見を求められた事項

3 審議会は、環境行政に関する重要事項について必要があると認めるときは、市長やそれ以外の関係機関に意見を述べることができます。

(組織)

第16条 審議会は、15人以内の委員で組織します。

2 委員は、生活、自然、社会や地球環境問題について知識や意見を持っている者の中から、市長が委嘱します。

3 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

4 審議会に、会長と副会長を1人ずつ置き、委員が互選します。

5 会長は、審議会をまとめ、会議の議長となります。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に病気、それ以外の支障があるときや会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行します。

2. 委員会等名簿

①環境審議会委員

氏名	所属	分野
森杉 雅史	名城大学都市情報学部准教授	学識経験者
酒向 健治	岐阜県中濃地域振興局環境課長	
◎ 渡辺 須美樹	NPO法人みのかもグリーンネット代表理事	環境団体
川合 昂	まちを美しくする運動推進会議代表	
○ 安藤 志郎	菜の花の会代表	
佐光 裕子	可茂地球ネット美濃加茂市代表	農業関係
岸 民夫	めぐみの農業協同組合 みのかも本部長	
柴田 泉	可茂森林組合美濃加茂市代表理事	林業関係
平田 純一	美濃加茂商工会議所副会頭	商工業関係
小鍛冶 嘉徳	(株)ヤマザキマザック美濃加茂製作所 設備更新課長	
市橋 達	ユニー(株)アピタ美濃加茂店長	
桂川 忠昭	中部電力(株)加茂営業所長	公募
藤井 路子	市民代表	
山本 順子	市民代表	
小森 次郎	市民代表	

※ ◎会長 ○副会長

② 分科会参加メンバー

◇自然環境保全部会

代表 安藤 志郎	岸 民夫	小森 次郎	山本 順子
佐光 裕子	平野 薫	渡辺 寿一	渡辺 勝則
山本 詔一郎	小栗 克彦	柴田 泉	松原 寛

◇循環型社会の形成部会

代表 渡辺 須美樹	川合 昂	平田 純一	佐光 裕子
佐光 重広	木村 まゆみ	山田 春二	渡辺 勝則
山本 詔一郎	北村 敦史	中山 千津子	松原 寛
藤井 路子			

◇温暖化防止部会

代表 森杉 雅史	酒向 健治	小鍛冶 嘉徳	桂川 忠昭
佐光 裕子	柴田 泉	渡辺 要	岩井 八江
安江 伊都子	渡辺 勝則	山本 詔一郎	渡辺 須美樹
藤井 路子	小森 次郎	松原 寛	安藤 志郎
山本 順子			

3. 諮問及び答申

発環 第 25 号

平成 21 年 5 月 20 日

美濃加茂市環境審議会会長 様

美濃加茂市長 渡辺 直由

第 2 次みのかも環境まちづくりプラン（環境基本計画）について（諮問）

美濃加茂市環境基本条例第 7 条の規定に基づき、豊かな自然の保全と快適な生活環境を創出する施策の計画的かつ効果的な推進を図るため、第 2 次みのかも環境まちづくりプラン（環境基本計画）について、貴審議会において御審議賜りますよう諮問いたします。

美環審第 1 号

平成 22 年 3 月 4 日

美濃加茂市長 渡辺 直由 様

美濃加茂市環境審議会
会長 渡辺 須美樹

第 2 次みのかも環境まちづくりプランについて（答申）

平成 21 年 5 月 20 日付け発環第 25 号で諮問のあったこのことについては、慎重に審議しました結果、別添のとおり取りまとめましたので、次のことを付して答申いたします。

記

第 2 次みのかも環境まちづくりプランの策定にあたっては、本市の環境と地球環境を守るための具体的事業について論議を重ねてきました。「環境のまち・みのかも」をめざし、計画を実現していくために、次のことを提言します。

- 1 計画の実行にあたっては、市民と協働して取り組みを進め、市民の意見が反映されるよう配慮すること。
- 2 事業の推進にあたっては、進行状況を確認し、必要に応じて実施計画の見直しを行うこと。
- 3 計画の実現のために、チェック機能としての環境審議会の役割を重視すること。
- 4 計画の事業内容や進行状況について、市民に情報を公開すること。

4. みのかも環境まちづくりプラン策定の経過

期 日	会 議	内 容
平成 21 年. 5 月 20 日	第 1 回環境審議会	諮問・策定方針
7 月 14 日	第 1 回温暖化防止:分科会	分科会審議方針
7 月 17 日	第 1 回循環型社会の形成:分科会	分科会審議方針
7 月 16 日	第 1 回自然環境保全:分科会	分科会審議方針
7 月 28 日	第 1 回庁内ワーキング	具体的取り組み審議方針
8 月 21 日	第 2 回自然環境保全:分科会	重点プロジェクト事業策定
8 月 25 日	第 2 回温暖化防止:分科会	重点プロジェクト事業策定
8 月 28 日	第 2 回循環型社会の形成:分科会	重点プロジェクト事業策定
9 月 10 日	第 2 回庁内ワーキング	具体的取り組み事業策定
9 月 14 日	第 3 回温暖化防止:分科会	重点プロジェクト事業策定
9 月 16 日	第 3 回循環型社会の形成:分科会	重点プロジェクト事業策定
9 月 18 日	第 3 回自然環境保全:分科会	重点プロジェクト事業策定
10 月 28 日	第 2 回環境審議会	重点プロジェクト事業決定
11 月 20 日	第 4 回循環型社会の形成:分科会	重点プロジェクト推進計画
11 月 24 日	第 4 回温暖化防止:分科会	重点プロジェクト推進計画
11 月 26 日	第 4 回自然環境保全:分科会	重点プロジェクト推進計画
12 月 15 日	第 5 回温暖化防止:分科会	重点プロジェクト推進計画
12 月 17 日	第 5 回自然環境保全:分科会	重点プロジェクト推進計画
12 月 21 日	第 5 回循環型社会の形成:分科会	重点プロジェクト推進計画
12 月 中旬	庁内関係課ヒアリング	具体的取り組みヒアリング
平成 22 年 1 月 15 日	第 3 回庁内ワーキング	具体的取り組み事業案
1 月 19 日	第 6 回温暖化防止:分科会	重点プロジェクト推進計画
1 月 29 日	第 3 回環境審議会	計画答申案
2 月 24 日	第 4 回環境審議会	答申決定
3 月 4 日	答 申	
3 月・4 月	庁内ワーキング	実施計画策定
4 月	パブリックコメント	市報・ホームページ
6 月	公 表	市報・ホームページ